

吸収合併に関する事後開示書面

令和2年7月1日

株式会社 カクヤス

会社法施行規則第 200 条に掲げる吸収合併存続株式会社の事後開示事項

令和 2 年 7 月 1 日

東京都北区豊島二丁目 3 番 1 号

株式会社カクヤス

代表取締役 佐藤 順一

令和 2 年 7 月 1 日（効力発生日）付で、合併により、当社は株式会社 K Y マネジメント（本店：東京都北区豊島二丁目 3 番 1 号）の権利義務の全部を承継して存続し、株式会社 K Y マネジメントは解散致しました。この合併に関し、会社法第 801 条の規定により、下記のとおり事項を開示致します。

1. 吸収合併が効力を生じた日

令和 2 年 7 月 1 日

2. 吸収合併等をやめることの請求の経緯

当社では、会社法第 796 条の 2 の規定に基づく株主からの吸収合併をやめることの請求はありませんでした。また、株式会社 K Y マネジメントについても、会社法第 784 の 2 条の規定に基づく株主からの吸収合併をやめることの請求はありませんでした。

3. 債権者保護手続きの経緯

当社は、会社法第 799 条の規定に基づき、令和 2 年 5 月 25 日付の官報により、同条第 1 項第 1 号に掲げる債権者に対する合併についての異議申述公告を行い、かつ、令和 2 年 5 月 25 日付で電子公告を行いました。異議申述期間である令和 2 年 6 月 25 日までに異議を述べた債権者はありませんでした。

また、株式会社 K Y マネジメントについても、会社法第 789 条の規定に基づき、令和 2 年 5 月 25 日の官報により、同条第 1 項第 1 号に掲げる債権者に対する合併についての異議申述公告を行い、かつ、同日付の東京新聞で公告を行いました。異議申述期間である令和 2 年 6 月 25 日までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、株式会社 K Y マネジメントより、その権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面別添のとおりです。
6. 本件吸収合併による変更登記をした日
令和 2 年 7 月 10 日付で、本件吸収合併による変更登記を東京法務局北出張所に登記申請する予定です。
7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項
該当事項はありません。

以上

吸収合併に関する事前開示書面

令和2年5月25日

株式会社 カクヤス

会社法施行規則第 191 条に掲げる吸収合併存続株式会社の事前開示事項

令和 2 年 5 月 25 日

東京都北区豊島二丁目 3 番 1 号

株式会社カクヤス

代表取締役 佐藤 順一

当社は、令和 2 年 5 月 25 日締結の合併契約にて、株式会社K Yマネジメント（本店：東京都北区豊島二丁目 3 番 1 号）と令和 2 年 7 月 1 日付で合併することと致しましたので、会社法第 794 条の規定により、下記事項を開示致します。

記

1. 合併契約書

後掲令和 2 年 5 月 25 日締結の吸収合併契約書記載のとおりです。

2. 合併対価が存在しないことの相当性

株式会社K Yマネジメントは当社が発行済株式の全部を保有する所謂完全子会社であるため、合併後の支配関係に変更はなく、合併対価の交付はなく、資本金の額の増加もありません。

3. 吸収合併消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

株式会社K Yマネジメントにおいて新株予約権及び新株予約権付社債の発行はないため、該当事項はありません。

4. 株式会社K Yマネジメントに関する事項

- ① 最終事業年度に係る計算書類等については別紙をご参照ください。
- ② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時決算書類はありません。
- ③ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産に重要な影響を与える事象はございません。

5. 当社において最終の事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はございません。

6. 合併の効力発生日以後の当社の債務の履行の見込み

当社及び株式会社K Yマネジメントにおけるそれぞれの最終事業年度の貸借対照表は、別紙のとおりであり、当社における資産の額が負債の額を大きく上回っていることから、本合併後、当社が株式会社K Yマネジメントの債務を全て承継し、引き続きその履行責任を負うものの、当社の負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ認識されておらず、本合併後においても、履行期における履行の見込みがあるものと判断しております。

7. 本書面の開示日以降において、上記事項における変更はありません。

以上



吸収合併契約書

株式会社カクヤス（本店：東京都北区豊島二丁目3番1号、以下、「甲」という。）と株式会社KYマネジメント（本店：東京都北区豊島二丁目3番1号、以下、「乙」という。）は、次のとおり合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下、「本件合併」という）。

第2条（効力発生日）

本件合併の効力発生日（以下、「効力発生日」という。）は、令和2年7月1日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上これを変更することができる。

第3条（合併に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

甲は、本件合併に際して、乙の株主に一切の対価を交付しない。

第4条（増加すべき資本金及び準備金等の額に関する事項）

甲は、本件合併では、資本金及び準備金の額を変更しない。

第5条（合併承認決議）

甲は、効力発生日の前日までに、会社法第796条第2項本文の規定に基づき、本契約について同法第795条第1項の株主総会の承認を受けることなく本件合併を行う。

2 乙は、効力発生日の前日までに、会社法第784条第1項本文の規定に基づき、本契約について同法第783条第1項の株主総会の承認を受けることなく本件合併を行う。

第6条（権利義務全部の承継）

乙は、令和2年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した一切の資産及び負債並びに権利義務を効力発生日において甲に引き継ぐ。

2 乙は、令和2年3月31日から効力発生日に至る間の資産及び負債並びに権利義務の変動について、別に計算書を作成してその内容を甲に明示する。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、あらかじめ甲及び乙協議し合意の上、これを行うものとする。

第8条（定款の変更）

甲は、効力発生日を定款変更の効力発生日として、その定款の一部を変更することができる。
定款の一部を変更する場合には、本契約とは別に定める。

第9条（役員）

甲及び乙は本件合併に伴い、効力発生日を就任日として、甲の役員を増員する場合には、本契約とは別に定める。

第10条（合併条件の変更及び合併契約の解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財政状態若しくは経営成績に重大な変動が生じた場合、又は合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲及び乙協議し合意の上、合併条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- (1) 効力発生日までに、国内外の法令に定める関係官庁の承認等が得られなかった場合、又はかかる承認等に合併の実行に重大な支障をきたす条件若しくは制約等が付された場合
- (2) 第10条に従い本契約が解除された場合

第12条（本契約書に規定外の事項）

本契約書に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲乙協議の上これを決定する。

本契約の成立を証するため、契約書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が保有し、乙は原本の写しを保有する。

令和2年5月25日

(甲) 東京都北区豊島二丁目3番1号

株式会社カクヤス

代表取締役 佐藤 順一



(乙) 東京都北区豊島二丁目3番1号

株式会社KYマネジメント

代表取締役 篠崎淳一郎





計算書類

第3期

自 2019年4月 1日

至 2020年3月31日

株式会社 KYマネジメント
東京都北区豊島二丁目3番1号

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	35	流 動 負 債	63
現 金 及 び 預 金	22	未 払 金	5
売 掛 金	0	関 係 会 社 短 期 借 入 金	51
前 払 費 用	12	そ の 他	6
固 定 資 産	1,393	固 定 負 債	1,349
有 形 固 定 資 産	1,377	関 係 会 社 長 期 借 入 金	1,348
建 物	506	関 係 会 社 受 入 保 証 金	1
構 築 物	1	負 債 合 計	1,413
工 具 、 器 具 及 び 備 品	3	(純 資 産 の 部)	
土 地	866	資 本 金	10
投 資 そ の 他 の 資 産	16	利 益 剰 余 金	5
長 期 前 払 費 用	14	そ の 他 利 益 剰 余 金	5
敷 金 及 び 保 証 金	1	繰 越 利 益 剰 余 金	5
繰 延 税 金 資 産	0	純 資 産 合 計	15
資 産 合 計	1,428	負 債 純 資 産 合 計	1,428

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		89
売 上 原 価		—
売 上 総 利 益		89
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		71
営 業 利 益		17
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
業 務 受 託 料	0	0
営 業 外 費 用		
関 係 会 社 支 払 利 息	9	9
経 常 利 益		8
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1	1
税 引 前 当 期 純 利 益		6
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1	
法 人 税 等 調 整 額	△0	1
当 期 純 利 益		5

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書
(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				純 資 産 合 計
	資 本 金	利 益 剰 余 金		株 主 資 本 合 計	
		そ の 他 利 益 剰 余 金	利益剰余金合計		
		繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	10	0	0	10	10
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益		5	5	5	5
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	5	5	5	5
当 期 末 残 高	10	5	5	15	15

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年～22年
構築物	10年
工具、器具及び備品	6年～10年

② 長期前払費用

契約期間等による均等償却によっております。

(2) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 200株

附属明細書

第3期

自 2019 年 4 月 1 日

至 2020 年 3 月 31 日

株式会社 KY マネジメント

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区 分	資産の種類	期 首 帳簿価額	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	期 末 帳簿価額
有 形 固 定 資 産	建 物	535	-	1	27	506
	構 築 物	-	1	-	-	1
	工具、器具及び備品	-	3	-	0	3
	土 地	866	-	-	-	866
	計	1,402	4	1	27	1,377

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 引当金の明細

該当事項はありません。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科 目	金 額	摘 要
給与及び手当	8	
法定福利費	1	
減価償却費	27	
賃借料	9	
修繕費	2	
支払手数料	2	
租税公課	14	
その他	3	
合計	71	

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。